

かかりつけ医

日本医師会常任理事 小森 貴



わが国における医師養成の姿

各科専門医

(かかりつけ医機能を有する)

(専門性深化)



各科専門医の能力を有する

かかりつけ医としての医師

(深い専門性と広い総合診療能力)

各科専門医

初期医療・救急・高度医療を担う

5-10年程度

総合診療
専門医

専門研修

臨床研修

医学部教育

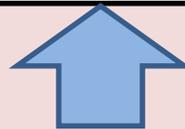


すべての医師はかかりつけ医として国民に寄り添う

かかりつけ医

Subspeciality 専門医

消化器科 循環器科 呼吸器科 血液病 内分泌病 糖尿病 腎臓病 肝臓病 アレルギー 感染症 老年病 神経科 消化器外科 胸部外科 呼吸器外科 心臓血管外科 血管外科 小児外科 等



基本領域 専門医

内科 小児科 皮膚科 精神科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 病理科 臨床検査 救急科 形成外科 リハビリテーション 総合診療

日本医師会生涯教育制度・学会専門研修制度

日医かかりつけ医機能研修制度

【目的】

今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための研修を実施する。

【実施主体】

本研修制度の実施を希望する都道府県医師会

【かかりつけ医機能】

1. 患者中心の医療の実践
2. 継続性を重視した医療の実践
3. チーム医療、多職種連携の実践
4. 社会的な保健・医療・介護・福祉活動の実践
5. 地域の特性に応じた医療の実践
6. 在宅医療の実践



日医かかりつけ医機能研修制度

【研修内容】

基本研修

- ・日医生涯教育認定証の取得

応用研修

- ・日医が行う中央研修、関連する他の研修会、および一定の要件を満たした都道府県医師会並びに郡市区医師会が主催する研修等の受講
- 規定の研修を10単位以上取得

実地研修

- ・社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等の実践

規定の活動を10単位以上実施

3年間で上記要件を満たした場合、都道府県医師会より修了証書または認定証の発行（有効期間3年）。



日医かかりつけ医機能研修制度

応用研修

- ・ 修了申請時の前3年間において下記項目より10単位を取得
単位数については1～8の各項目につき最大2回までのカウント
下記1～6については、それぞれ1つ以上の科目を受講することを必須
下記1～6については、応用研修シラバスに基づき作成されたテキストを使用

1. かかりつけ医の「倫理」「質・医療安全」「感染対策」 (各1単位)
2. 「健康増進・予防医学」「生活習慣病」「認知症」 (各1単位)
3. 「フレイル予防」「高齢者総合的機能評価(CGA)老年症候群」 (各1単位)
4. 「栄養管理」「リハビリテーション」「摂食嚥下障害」 (各1単位)
5. 在宅医療・緩和医療 (1単位)
6. 症例検討 (1単位)
7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」の受講 (2単位)
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了 (1単位)



日医かかりつけ医機能研修制度

実地研修

・ 修了申請時の前3年間において下記より2項目以上実施

1項目実施につき5単位とし、10単位を取得

1. 学校医・園医、警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務

